

添付書類省略申出書

年 月 日

松江市長 殿

(申請者)

住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

このたびの破砕業の新規（更新・事業範囲の変更）許可申請に伴う以下の書類は、同時に申請しています解体（破砕）業の新規（更新・事業範囲の変更）許可申請と同じであるため省略します。

記

(法人の場合)

- 1 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 2 申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 法第 61 条第 1 項第 3 号に規定する役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
- 4 令第 5 条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
- 5 申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号トに規定する未成年者である場合には、
(法定代理人が個人である場合)
法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
(法定代理人が法人である場合)
定款又は寄付行為及び登記事項証明書、役員 of 住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
- 6 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(個人の場合)

- 1 住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
- 2 申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 令第 5 条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
- 4 申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号トに規定する未成年者である場合には、
(法定代理人が個人である場合)
法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書
(法定代理人が法人である場合)
登記事項証明書、役員 of 住民票の写し並びに成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書

※ 同日付け申請であることにより適用できる。